

〈研究ノート〉

## 「コザ騒動」と抵抗権

小林 武

### 目次

はしがき 「コザ騒動」をいま考える

#### I コザ「騒動」の経緯と民衆蜂起としての本質

1 《1970年12月20日》の民衆と権力

2 民衆の理性的・合理的な行動——特筆すべきは黒人米兵との精神的連帯

(1) 「自己統制力」の確認

(2) 黒人米兵との精神的連帯——資料の紹介

#### II コザ事件の裁判と抵抗権の主張

1 1975年那覇地裁コザ支部判決の論理

2 コザ事件における抵抗権の主張をめぐって

(1) 判決の抵抗権論

(2) 抵抗権の本来的機能への注目

① 騒擾罪適用の問題

② 抵抗権の本来的機能とコザの民衆行動

むすびにかえて 四分の三世紀を超える従属からの脱却のために

〔資料1〕『沖縄人民党の歴史』の内、「コザ事件」の節

〔資料2〕琉球列島米国陸軍文書

〔資料3〕琉球列島高等弁務官府渉外局『コザ暴動の逮捕』

はしがき 「コザ騒動」をいま考える

沖縄に対する米国による27年間に及ぶ軍事占領のもたらした数々の問題は、「復帰」後49年を経た今もお解決されていない。否、それら諸問題は、日米

安保体制下でより歪んだものとなり、沖縄の人々の生命と人間の尊厳を日々脅かす根本原因でありつづけている。——これをいかに打開すべきかを考えると、[復帰]直前の1970年に沖縄・コザ市（現沖縄市）で生じた、民衆の直接的な反米実力行動である「コザ騒動」を今日振り返っておくことは、有意義な一課題であると思われる。

これは、1970年12月20日深夜、5000人余の住民が500人の武装米兵と6時間余にわたって対峙した民衆蜂起であるが、すぐあとに述べる背景と経緯からして、抵抗権の行使と深く結びついた行動である。裁判においても、被告弁護人側から抵抗権の主張がなされ、裁判所（那覇地裁コザ支部）もこれを重視している。戦後沖縄史においては、1965年の「宮古農民弾圧事件」など騒擾罪が適用された事例もあり、それをも参照して、抵抗権主張の可能性と必要性にふれておきたいと思う。

なお、本稿では、この事件の呼称を、さしあたり「コザ騒動」としたが、それは、しばしば「暴動」、また「事件」、「反米騒動・事件」、「対米軍実力闘争」、「民衆蜂起・闘争」等々と多様に名付けられており、叙述者の立場ないし評価によって呼称は分かれ、今も定まっていない。私は、民衆行動を本質とするこの事件を、犯罪としての暴動(riot)と呼ぶのは全く正しくないとの考えから「暴動」の語は避け、さしあたり、民衆による「騒動」(civil disturbance)を充てている。「民衆蜂起」も適切であるが、いっそう検討したいと思うところである。なお、この事件に対する研究文献は少ないようである<sup>1)</sup>。本稿は、それらに新しい何ものかを加えることのできるものではないが、この事件の裁判、とくに被告人とされた人々の抵抗権の主張に注目して、「騒動」の本質に精々接近したいと思う。そこでまず、事件を、標準的な文献に拠って概観しておくことから始めたい。

## I コザ「騒動」の経緯と民衆蜂起としての本質

### 1 《1970年12月20日》の民衆と権力

1970年12月20日午前0時15分頃、沖縄中部のコザ市の軍道24号線（現国道

## 「コザ騒動」と抵抗権

330号線)で道路を横断しようとした住民を米兵が運転する車がはねて、怪我を負わせた。これが発端であるが、事故処理にあたったM.Pが、被害者を放置したまま犯人の米兵を釈放しようとしたところ、集まってきた通行人や付近の住民、タクシー運転手らは、これまでの米軍側による事故処理に不満を抱いており、このやり方に強く抗議した。これに対してM.Pが民衆に威嚇発砲をしたため、一帯は騒然となった。さらに、事故現場の近くで別の米兵による追突事故が発生すると、興奮した群衆は、米軍人やM.Pの車両に投石し、ひっくり返して火を放った。米軍は、500人の武装兵を繰り出し、催涙弾を発砲したり、消防車で放水したりしたが逆効果となり、取捨不可能な状況に陥った。激昂した群衆は、さらに米兵の車両に放火し、騒ぎは拡大の一途をたどった。一部は、車両を焼き払いながらゲート通りへ進み、嘉手納基地第2ゲートを突破し、基地内の米人学校や消防車などを炎上させた。別の集団は、24号線を南下しライカム方面へと向かったが、島袋三叉路付近に阻止線を張った米軍の鎮圧部隊から催涙ガス弾の攻撃などを受けて進めず、騒ぎは沈静化へと向かった。6時間余に及んだこの騒動は夜明けの7時半ごろに収拾したが、82台の米人車両(黄ナンバー)に損害を与え、建造物の被害も5カ所、負傷者は88人(沖縄側32人、米軍側56人)を数えた。

事件の直接の背景としては、同年9月18日に糸満で起きた、米兵が主婦を轢殺した事件で、12月11日の米側の軍事法廷(米海軍上級軍法会議)において証拠不十分として無罪判決が出されたことがあり、米軍による永年の沖縄住民への抑圧や差別、人権蹂躪に対する鬱積した不満が一気に噴出したのである。米軍統治下にあって、沖縄の民衆がこれほどまでに激しく直接行動に訴えて、支配権力に対する怒りを爆発させたことはほかになく、「コザ騒動」は、沖縄の人々の反米感情の強さを象徴的に示したきわめて重要な事件であった。

それは、米側と沖縄返還を交渉していた日本政府にも強い衝撃を与えた。また、当時のランバート高等弁務官が、コザ騒動と結び付けて「毒ガス撤去を承認しない」と発言したため、同人の退島を要求する運動が始まり、抗米闘争は、一段と高まった。さらに、裁判権の民移管・自治権拡大の要求、復帰運動にも大きな影響を及ぼした<sup>(2)</sup>。こうして、コザ騒動は、米軍占領期の最末期に

おこり、そして復帰以降にもつながる歴史的イベントとなったのである。

ただ、もとより、その評価は立場によって異なる。たとえば、コザ市の編集にかかる市史のように、事実関係については上記のものと同様の描写をしながら、「思いがけない事件」である「反米騒動コザ事件」ととらえ、コザ市の歩みはそれをも「乗り越えて」進んだ、とやや冷淡な叙述をするものもある<sup>(3)</sup>。他にも多くあると思われるが、ここでは、当時の沖縄人民党による総括と、米軍側が残した文書とを、巻末に資料として掲げておいた【資料1および2・3】。

## 2 民衆の理性的・合理的な行動——特筆すべきは黒人米兵との精神的連帯

### (1) 「自己統制力」の確認

以上に要記したような民衆の騒動は、しかし、無分別な暴徒の、激昂に駆り立てられた乱暴狼藉ではけっしてなかった。かえって、意外な思いを抱きさえるほど理性的で秩序ある行動であったことが、よく語られているところである。たとえば、論者は言う。——「この民衆蜂起は、県民の大きな共感を持って迎えられた。誰も『とうとうやったか』と叫ばずにはいらなかった。現場に居合わせた者も、報道によって知った者も、悲憤と感動を共通にした。歴史的な瞬間を生きているという実感があった。弾圧をする側は『暴徒化した群衆』と表現したが、焼き討ちにあった車は、すべて黄ナンバー（米人車両）であって、住民の側の略奪や暴行は一つもなかった。／この民衆蜂起は、計画的なものではなく、指導者もおらず、その場の成りゆきで行動したという意味では『騒動』と言っていいかも知れないが、無秩序の騒動ではなかった。反米騒動とは言っても、これは単なる民族排外主義の行動ではなかった。米軍の不当な支配と横暴に対する反撃であった。<sup>(4)</sup>（／は、原文で改行。以下も同じ）」

また、別の論者も言う。——「コザ暴動は、従来のステレオタイプの集団行動論を改めるものも含まれている。その一つは情動性と呼称されるもので、暴動の主体は群衆であることから、統制力のなさが通説である。しかしコザ暴動は、騒動現場においてある種のモラルと自己統制力が働き、奇妙なまでの『冷静』な騒動であった。二つ目は、群衆のもつ非合理性も、コザ暴動当時の警察当局や米軍報告書に見られるように『合理的』であったといえる。炎上さ

せる車の選別や黒人兵の保護、車両所有者との現場での協議等、どれをとっても『合理的』であった。<sup>(5)</sup>」

コザ騒動における、米憲兵隊・空軍警察および琉球警察による逮捕者は、50数人に及ぶが、うち30数人が琉球警察により騒擾罪 (crime of riot) の対象者とされた。この罪の適用にかんしては、琉球警察の積極姿勢に対して、米軍は地元の反発を懸念して慎重であったと伝えられているが、実際にはこれを容認していた<sup>(6)</sup>。しかし、送検後、検察は、首謀者・付和雷同者等の特定に至らないとの判断から騒擾罪の適用は除外し、建造物以外放火・公務執行妨害・凶器準備集合という一般的な罪でもって起訴をおこなった。騒擾罪を断念したことは権力側の敗北を意味するが、そうせざるをえなかったほど、民衆側の行動は、モラルと自己統制力が働いた、理性的で冷静な「騒動」であったといえる。まさに、こうしたところに、けっして《riot》の語を充てるべきではない、歴史的な合法性を帯びた民衆闘争としてのコザ事件の像が浮かび上がるのである<sup>(7)</sup>。

## (2) 黒人米兵との精神的連帯——資料の紹介

コザ騒動に参加した沖縄民衆は、炎上させる車両を選別し、黒人米兵のものを対象から除外した。それが、互いに差別されてきた人であるとの共通の意識に支えられたものであることは、疑いを容れないところであると言えよう。たとえば、ここに、「事件」の直後に黒人兵の団体が沖縄の人々に宛てて発したアピールがある<sup>(8)</sup>。

——「基地内の黒人から沖縄の人びとへのアピール

オキナワの人々と、わたしたち黒人兵の間には、お互いの理解を妨げている障壁があります。

なによりもまず黒人兵は自分たちがオキナワで好かれていないのは肌の色のせいではなく、“ヤンキー”のイメージのせいだということを知っています。

黒人たちはオキナワ人と同じ状況を体験してきました。黒人の斗争〔ママ〕は400年以上、そして今もなお続いているのです。私たちがオキナワにやっ

てきたのは黒人自身による選択ではありません。我々黒人の祖先はオキナワ人と同様、強制的に外国との戦争にかり出されました。黒人はまた、オキナワと同様、解放のために長い間斗〔ママ〕ってきました。誰があなたの権利獲得を止めることができるでしょうか。

黒人はオキナワ人同様、自分たちに関係のない戦争を斗ってきたにもかかわらず、代償として、何も、きれいな家すら獲得することはできませんでした。黒人が人間としての権利を獲得するには“公民権法”という法律を返さ〔ママ〕ねばなりません。

黒人はアメリカでは少数民族にもかかわらず、人口比に比例して多く海外に派兵されています。私たちは抑圧されているのです。ある点ではオキナワよりひどく。例を外国の軍事基地刑務所にとれば、刑務所の囚人の大部分が黒人です。これは決して黒人が悪いのではなく、軍隊内に人種差別が存在することを意味します。黒人兵の半分以上が裁判すら受けていません。これは、400年以上も黒人が差別されてきたからであり、しかもその差別はまだなくなっていない。

オキナワの人と同様、黒人たちは差別されてきたのです。この点において、私たちは同じ状況、同じ問題をかかえていると云えます。すべての問題には解決があり、黒人兵は解決の手助けにはなっても、問題の原因自体になろうとは思っていません。

黒人兵は、抑圧された人々が連携してより良い関係を作るために、喜こんでオキナワ人と話し合いたいと思っています。私たちは共通点を多く持っているのですから。

共に集まり、問題をぶち壊すために、解決法を見つけようではありませんか。

黒人は暴動が起きるにいたった状況をよく知っています。暴動はまったく正当な動きであったし、それ以外にヤツらをやっつける方法はないのです。

（註）私たちは黒人兵をブラザー (brother) と呼びます。固く握ったこぶしをかかげて Right-on (異議なし) と云うのが brother たちの合言葉です。」

——このアピールについて、ここでくわしく分析する余裕はないが、重要な資料であると考え、そのまま掲載した。

## II コザ事件の裁判と抵抗権の主張

### 1 1975年那覇地裁コザ支部判決の論理

裁判は、那覇地裁コザ支部（当時、琉球政府裁判所）に係属し、復帰を跨いで1975年6月17日、4被告人（22歳～28歳。最終的に起訴されたのは10人であるが、うち死亡、行方不明など6人を除く）に対して、懲役10月から2年、執行猶予1年から3年の有罪判決が出された。被告人側が控訴したが、1976年3月17日、福岡高裁那覇支部はこれを棄却し、上告がなされなかったため、第1審判決が確定した。このうち、第1審の判決文に接する僥倖を得たので、これをとり上げたい（大脇雅子・照屋寛徳両弁護士のご厚意による）。

弁護人は、被告人全員の無罪を主張したが、その理由とするところの柱は、控訴棄却の申立てと抵抗権による無罪主張である。まず、控訴棄却については、つぎのように主張する。——沖縄は事件当時国外であったから、国外犯には刑法3条が適用されて控訴棄却となるが、そうでなくとも「復帰に伴う特別措置に関する法律」（特措法）は、憲法14条、31条、39条および95条に反して違憲無効の法律である。すなわち、①刑事裁判権を継承しなかった奄美返還（1953年）の先例に反する。また、刑事責任など県民の不利益な面だけを国内と同様に扱うことにおいて憲法14条の法の下での平等に反する、②39条の事後法の禁止に違反する、③公務執行妨害罪の保護法益としての公務は、返還前は米国の公務であり、返還後にそれを保護するための罰則を設けるのは、31条の適正手続きに反する、④特措法は復帰後の沖縄に限って適用される法律であるのに住民の過半数の同意を得ていないのは95条に反する、というものであった。

そこには、施政権の返還に伴って、その区域の国民（住民）の憲法上の権利はいかに保障されるべきかという、深い解明が待たれるきわめて重要な論点があったが、被告人側主張をことごとく斥けた地裁判決の論理は、残念ながらお

しなべて形式論に墮しており、結局、特措法が示す沖縄「返還」のスキームを傷つけないことを大前提にしたものであった。——すなわち、沖縄は、返還協定によってはじめて日本国憲法の規範下に入ったという特異な地位にあるところから、刑法3条は適用されない、また、沖縄の法制は、米国統治下でも日本本土法を母体として整備され、近代的刑事司法の原則に合致したものとなっており、刑事裁判権の継承についての合理性は十分存在する、という。

また、憲法14条との関係では、奄美の例に倣うか否かは、一国の高度な政治的選択に委ねられた事柄で、同条違反は生じない。ついで、39条・31条では、復帰前の事件における被告人らの行為は、すでに沖縄の刑罰法令により犯罪とされていたものであって、両条に違反するものではない。さらに、公務執行妨害については、琉球住民によって組織された琉球政府の公務に対するものであり、合衆国の公務であるとはいえない。なお、95条は、初めて地方公共団体を誕生させた返還協定のような立法には適用されない。——地裁は、このような形式的な論理を展開した。その上で、抵抗権の論点に移るわけであるが、節を改めて見ておくことにしよう。

## 2 コザ事件における抵抗権の主張をめぐって

### (1) 判決の抵抗権論

この事件では、抵抗権については、被告人側はつぎのとおり主張した。——「いわゆる『コザ騒動事件』として象徴されている〔ママ〕被告人らの本件行為は、米軍の四半世紀にも及ぶ違法不当な植民地支配と、米軍人らの目に余る犯罪行為ならびに本件をふくめて人種差別ともいふべき偏頗な事件処理に対する県民の怒りが爆発し、その結果、これに対する抵抗としてなされたもので、何ら違法がなく、被告人らの本件各行為は正当な抵抗権の行使として是認されるものであるから無罪である。」というものである。これがすべてであり、意外に簡素である（もっとも、弁護側主張の文書を見ることができず、もっぱら判決文に拠っている）。

地裁判決は、これに対して、相当にいいいに対応している。すなわち、「抵抗権の主張に対する裁判所の判断」という項を立てて、次のように言う。——



「抵抗権概念が時代ないしは国家の異なるに従って甚だ多義的に理解されていることは周知のところであるが、弁護人の主張するように、本件における压制に対する抵抗が刑法上違法阻却事由たりうるかは、結論的にいえば、その質的な面から更らにはそれらの解釈上消極的とならざるをえない。

即ち、所論の抵抗権概念は、フランス革命やアメリカの独立宣言等にみられるように、その歴史的生成過程からみても圧政に対する人間の貴重な努力の目標とされるものであって、いわば自然法の領域に属するもので、その実定法化、制度化には本質的になじまないものというべきである。／我が国の憲法以下の諸法令又は復帰前の沖縄の諸法令において、具体的な抵抗権の基底の存しないことは明らかである。

更らには、現行法令ないしは復帰前の沖縄の法令の解釈に当って、所論の抵抗権をもって刑法上の違法性ないしは責任阻却事由となしうるには、その本質上、自然法の実定法修正機能としてとらえることができるかどうかの問題に逢着せざるをえないところであるが、前記諸法令上これを犯罪阻却事由として概念構成することの困難さと相俟って所論の抵抗権を理由ありとするには未だ熟さないものといわなければならない。」とする。

このように述べた上で、ただ、「本件についてみるに」として、つぎのように言う。——「被告人らはいずれも旧コザ市、読谷村という嘉手納軍事基地の周辺に居住していて、米軍基地とのかかわりあいを有し、米軍基地の影響を受けているような事情も見受けられること、沖縄住民を被害者とする米軍人の交通事故の取扱いについて事件処理に当たっていた M.P に多少なりとも公正さを疑わしめるような態度が見受けられ、前記の如き糸満町における無罪判決もあってこれが被告人らをふくむ群衆の感情を刺戟し、その結果いわゆる群集心理が作用して前記の如き事件にまで発展した経緯等に鑑みるとき被告人らが判示犯行に加担するに至った心情は理解するに難くない」と斟酌した。もっとも、続けて、被告人中 3 名の各犯行は、「旧コザ市の中心街をなす民間地域における公共的危険罪であり、」1 名の犯行についても「米軍 M.P に対する加害目的でなされたものであり、被告人らの本件犯行を是認しうるような緊急事態は何ら存在しなかったものというべきであるから、抵抗権の前記法理に照しそ

の主張を採用することはできない」としたのである。

こうして、本判決は、曲折に富む論理を採りながら、消極的な結論を出したのであるが、私は、この判示が、(事件当時)米軍政下の琉球政府内で構成された裁判所によるものであることを正しく考慮するなら、被告人の行為の合法性を精々支えようとしたものであると評価すべきものと受けとめる。その上で、節を改めて、抵抗権について、もうすこし深めることとしよう。

## (2) 抵抗権の本来的機能への注目

### ① 騒擾罪適用の問題

抵抗権は、騒擾罪(現行刑法で「騒乱罪」と深く関連しているが、米国の軍事占領下の沖縄でこれが適用されたのは、1954年の「囚人暴動」事件と、1965年宮古島での製糖工場経営者と農民との衝突の場合であるとされる。後者の「宮古農民弾圧事件」<sup>⑨</sup>は、コザ事件とは直接につながるものではないが、時代的背景として、沖縄県民の祖国復帰運動が壮大な規模で発展し、それに対する治安政策も強化されていた。

この事件は、製糖会社の合併に対する農民を主体とした反対運動を、権力側は農民暴動ととらえ、騒擾罪を適用して弾圧したが、10年に及ぶ裁判闘争の結果、控訴審において、第1審の全員有罪の判決が覆され、騒乱罪にかんしては無罪とする判決が出された。この点で、農民側が見事な勝利をおさめたわけである。こうして、宮古の運動は、その本質においてまさに、憲法上の抵抗権に支えられたものであったが、ただ——私の管見の限りであるが——抵抗権それ自体は、弁護側からも主張されていない。

とはいえ、この控訴審判決(1975年5月10日福岡高裁那覇支部)が、騒擾罪の適用の可否判断にあたって、一地方の静謐が阻害されたか否かについてつぎのように述べていたことに留意しておきたい。——すなわち、「原審が証人として取り調べた付近住民の大部分は、……農民らと同じ島内の居住者であって互に顔見知りの者が多いから、農民たちが付近住民の住宅を襲いまたは付近住民の生命、身体、財産に危害を加えるかも知れないとの不安を抱いてはいなかったと述べているのであり、……むしろ、付近住民の一部が本件の騒ぎについて

恐怖を感じたのは、自己の生命、身体、財産に対して危害が加えられる恐れがあったからではなく、農民らが警察官に対して投石等の行為に及んだ事実をはじめて目撃した驚きの念からであったものといわざるを得ない。すなわち、本件暴行、脅迫は未だ一地方における公共の平和を害するに足りる程度には達していなかったものといえることができる。」というものである。——このようにして、この判決は、農民と付近住民の関係をつぶさに観察し、とりわけ両者の間に存在する信頼関係を、正当に見出したものであると言えよう。ここに、農民の行動を合法的な抵抗行為につながるものと見る目があることを確認することができるのである。

ひるがえって、コザ事件の場合、地裁判決は、抵抗権を違法性ないし責任阻却事由となしうるかについては消極に解しつつも、具体的な事案にかんしては、沖縄住民を被害者とする交通事故の処理にあたっていたMPに「多少なりとも公正さを疑わしめるような態度が見られ」たと、裁判所自身の認定として明示していることに留意しておきたい。またとくに、被告人らの犯行を是認しうるような「緊急事態」が存在したかどうかという問を立てたことは（これも結論は消極であったが）、立憲主義を破壊させる緊急事態に抗うところに抵抗権の本来的機能があるだけに、十分に注目されてよいものと思われる。

## ② 抵抗権の本来的機能とコザの民衆行動

抵抗権については、先の稿<sup>(10)</sup>でややくわしく述べたところであるが、それは、コザ民衆蜂起の場合によく妥当するものであると考える。

すなわち、抵抗権をめぐるのは、歴史的にも理解の仕方に相異があり、とりわけ、これを、本質的に自然法など超実定法上のものと見るか、実定法上のものととらえるかで懸隔が大きい。ただ、近代立憲主義憲法のありように即して抵抗権を理解するときには、それは、《国家が権力を濫用して立憲主義的憲法秩序・人権保障体系を破壊しようとし、ないし破壊した場合に、国民が自ら実力をもってこれに抵抗して、この秩序・体系の擁護ないし回復を図る権利》である、とする点ではどの立場でも共通しているといえる。

このような抵抗権の機能は、つぎのところにあると考えられてきた。類型化

するなら、まず、上の定義的な叙述が示すと通りの、国家権力の圧制に対抗して憲法秩序・人権体系を擁護・回復することであり、これが抵抗権の本来的機能であるといえる。つぎに、国家権力が個別の憲法違反や人権侵害をおこなった場合に、それに対して国民がする抵抗行為を支え、抵抗者を不当な制裁から救済するはたらきであり、これまで、とりわけ裁判においては、抵抗権を違法性阻却事由を支える根拠とする、といった機能が重視されてきた。そして、人々を実定法上の義務から免からせる超実定法的義務を基礎づける役割をもつことが主張される。(ただ、最後の機能については、広範に過ぎて漠然とした定義に墮しており、かつ何より、この定義を導くまでの近代立憲主義憲法についての歴史的考察を無にしているなど、今日の抵抗権論にはなじまないものと思われるので、ここでは検討の対象とはしない。)

この抵抗権の機能について、沖縄の民衆運動に即して考えるとき、とりわけ、上記第1の本来的機能が重視されることになる。抵抗権の意義を第2の機能の発揮にとどめてしまう観方を採ることは正しくない。つまり、民衆の抗議・要求などの行為が正当なものであったにもかかわらず制裁の対象とされ、また不利益を課せられることから人々を救済する根拠として抵抗権が機能すること(第2の機能)は、かけがえもなく重要かつ不可欠な課題であって、その実現に注力しなければならないのであるが、沖縄の現実には、それに尽きないものであるといわなければならない。すなわち、抵抗権が、第1の本来的機能の発揮を求められる事態が構造的に——国家の側の権力行使と住民の側の抵抗・対峙の運動の双方で——進行しており、抵抗権には、個別の権利・利益の救済の役割と同時に、またそれを基底において支えて、本来的な役割を遂行することが要求されており、それは不断の課題となっているように思われるのである。

すなわち、国家権力が沖縄民衆を虐げてきた、そして今も虐げているその圧政が、人間の尊厳と基本的人権を侵害し、立憲主義的憲法秩序を破壊するものであることは明白である。他方、民衆は、一貫して非暴力的不服従の方法でもって人権の擁護と立憲主義憲法秩序の回復のための努力を続けている。これは、本来の抵抗権の行使(第1の機能)にほかならないと言えよう。個別的権利救済機能(第2の機能)も、沖縄の場合、これに支えられて発揮されている、

## 「コザ騒動」と抵抗権

という関係に立つものにとらえるべきであろう。

私は、広範な人々が長期にわたって人間の尊厳を根底から脅かされつづけている沖縄の現実を、まさに日本国憲法の中に、その名は挙げられていないにせよ実定化された抵抗権が本来の機能の発揮を期待されている事態であると考えられる。コザの事件の場合、まさに、民衆の側は、抵抗権の本来の機能に依拠して、権力による憲法秩序そのものの破壊に抵抗することを合法であると主張することが求められていたと言えよう。それが叶えられるなら、自己に向けられたもののみならず制裁そのものが根拠を喪失し、立憲主義的憲法秩序の回復への道が開かれることになるであろう。

むすびにかえて 四分の三世紀を超える従属からの脱却のために

「コザ騒動」は、沖縄戦から25年、米軍事占領下の時期の、抵抗権を行使した民衆蜂起であった。その2年後の「復帰」から来年（2022年）で50年となるが、米国への政治的・軍事的従属は依然として続き、のみならずより深まっている。その下で日本政府が集团的自衛権行使を軸にした安保法制をつくったことにより、とくに沖縄では、辺野古新基地建設、南西諸島への自衛隊配備と米軍との共同使用が一気に進行している。人々の平和的生存権への侵害は、今や具体的・現実的なものとなっているといわなければならない。

4分の3世紀を超えて他国への軍事的従属関係を維持している、近代国家としてまことに異常なこの体制を、国民の意思で転換させなければなるまい。「コザ騒動」は、現在の問題なのである。そして、そのために、抵抗権の合法性に、今こそ本格的に究明の光を当て、これを民衆運動の力にしたいものだと思う。

### 註

- (1) 参照、我部政明「何を学ぶのか——『コザ暴動』から50年」沖縄市総務部総務課市史編集担当（編集）KOZA BUNKA BOX〔以下、KBB〕17号（2021年）9頁。
- (2) 以上参照、前出・KBB7号（2011年）9頁、および、当山正喜「コザ騒動」沖

- 縄タイムス社（編）『沖縄大百科事典』中巻（沖縄タイムス社・1983年）120頁、安仁屋政昭「コザ民衆蜂起」沖縄市平和文化振興課（編集）『KOZA ひと・まち・こと』（沖縄市役所・1997年）224頁以下。
- (3) コザ市（編集・刊行）『コザ市史』（1974年）804頁以下。
  - (4) 安仁屋・前出註(2)224頁。
  - (5) 保坂廣志「コザ住民暴動」沖縄市企画部平和文化振興課（編集）『米国が見たコザ暴動』（沖縄市役所・1999年）13-14頁。
  - (6) 参照、仲本和彦「米公文書から見た『コザ暴動』の周辺」前出・KBB 7号（2011年）25頁。なお、琉球列島高等弁務官府渉外局『コザ暴動者の逮捕』（1971.1.9）【資料 3】も、同様に述べている（前出・註(5)『米国が見たコザ暴動』209頁）。
  - (7) この事件で、建造物以外放火罪に問われ、懲役1年6月、執行猶予3年の有罪判決を受けた与座順清氏（現在74歳）は、当時の経緯について、50年後の新聞インタビューに次のように答えている（沖縄タイムス2020年12月13日付）。——民家に延焼しないよう、火をつける車を狭い路地から移動させた。知人と紙に火をつけて車に投げようとしたが、「既に（車が）たくさん燃えていたので実際に火をつけていない」。公判当時、同じ罪の別の被告も火をつけたことを否定していた。騒動の現場を取り仕切る人物はおらず、「けがを出さないことを意識していた」と振り返る。駆け付けた警察官には、住民との衝突を避けさせるために「いま手を出したら危ない。静かにしていた方がいい」と声をかけたという。／当時与座氏はタクシー運転手で、米軍関係者を頻繁に乗せた。乗り逃げされることも多々あった。「米軍の事件・事故が相次〔いだが〕、無罪で終わることが繰り返された。不公平だという気持ちが積み重なっていた」。騒動はやりすぎだという思いがある一方、半世紀がたった今も基地問題の根本は変わっていないと考えている。「日米地位協定を改定するしかない。変わらなければ、感情の爆発はまた起こるかもしれない」と。——重要な証言である。現場には、騒擾罪に相当するような要素は何ら見出せなかったのである。
  - (8) DEMAND FOR FREEDOM (Kadena Air Base, No. [発刊号・年月日不明]) に掲載。前出・註(2)『KOZA ひと・まち・こと』3頁。なお、米側の非機密文書『沖縄の教職員他コザ暴動の「弾圧」に抗議』（1970.12.23）によれば、このアピール文は、12月22日に、嘉手納空軍基地所属の反戦黒人兵約30人が発表したものであるとされる（前出・註(5)『米国が見たコザ暴動』239頁参照）。
  - (9) 拙稿「『宮古農民弾圧事件』と騒乱罪」愛知大学法学部法経論集215号（2018年）21頁以下への参照を請う。
  - (10) 拙稿「沖縄の民衆運動における抵抗権の意義」法経論集218号（2019年）239頁以下。

【資料1】『沖縄人民党の歴史』（沖縄人民党史編集刊行委員会〔編集・発行〕、1985年）。「七 コザ事件——『鉄をもとかす怒り』の爆発1. 二十五年の怒り燃え上がる」の節：

「1975年も暮に近い12月20日未明、コザ市で数千人の民衆が決起して米兵や米人の車をつぎつぎに路上で炎上させ、嘉手納基地内にもおしよせてアメリカ軍の建物に放火するという衝撃的な事件がおこった。いわゆる“コザ事件”である。コザ市の胡屋十字路から鳥袋にいたる路上に燃えあがった米兵らの車は85台にのぼり、民衆の憤激のすさまじい爆発をしめた。

この事件は、翌21日、国会からかけつけて現地を調査した瀬長亀次郎委員長が国会での政府追究でのべたように、『鉄をもとかす沖縄の怒り』の爆発であった。／『1万人にもおよぶ県民の米軍に対する激烈な抗議行動は、米全面占領支配下の25年余におよぶ苦悩と屈辱と憤激が、いかにやみがたいものであったかを如実に示す事件』（『人民』12月26日）であった。そして、『県民のほとんどは、今回の事件を『起こるべくして起こった』とし、『あれぐらいのことをやらないとアメリカは骨身にこたえない』、『米軍が25年の間にやったこととくらべれば、どうということもない』など、コザ事件がまさに、25年間、つもりにつもった怒りが一気に爆発したものであることを強調』（『人民』同前）した。

事件のきっかけは、アメリカ人の車が沖縄県民を負傷させる事故をおこし、加害者のアメリカ人をアメリカ軍MPらが連れ去ろうとしたことだった。これに抗議した民衆がMPカーの加害者をとりかこんでいたところ、同じ現場でまたアメリカ人の車が突っ込んで事故をおこし、これに抗議した人びとにアメリカ軍MPが発砲したことから民衆の怒りは頂点に達し、爆発した。『糸満の二の舞いを踏むな』、『ヤンキーゴーホーム』、『もうアメリカは許さん』と叫んだ民衆は、投石でMPに応酬、さらにMPがピストルを乱射して威かくするにおよんでMP車を路上にひっくり返して燃えあがらせ、つぎつぎに米兵、アメリカ人の車を路上で炎上させ、屈辱的な米占領支配に抗議した。『糸満の二の舞いをふむな』ということばに見られるように、この怒りの爆発は、糸満での金城トヨさんれき殺事件の犯人米兵が、12月11日、米海軍上級軍法会議で無罪の判決をうけたという、屈辱的な軍事占領支配に向けられたものであった。1970年9月18日におこったこのれき死事件に対し、人民党糸満支部を先頭とする糸満町の民主勢力は、米軍糾弾対策協議会をつくって犯人の厳重な処罰と完全賠償を要求してたたかい、無罪判決に対しては、12月16日、糸満小学校で『金城トヨさんれき死無罪判決糾弾県民大会』を開いて抗議した。“コザ事件”の前日、12月19日にはまた、美里中学校で復帰協主催による『毒ガス即時完全撤去を要求する県民大会』が県民1万人を集めて開かれたばかりであった。

『72年本土並み返還』が政府・自民党によって宣伝されながら、現実には米兵が県

民をひき殺しても無罪、米兵の凶悪犯罪は野放し、そして危険きわまりない毒ガスを持ち込んで県民の生命を危険にさらしているアメリカ軍、アメリカ帝国主義者へのやむにやまれない怒りがコザで爆発、燃え上がったのであった。／この怒りの爆発に対し、ランバート高等弁務官は、12月20日、『ジャングルの世界』と無法呼ばわりし、『毒ガス移送作業の開始を承認しないこともありうる』などと県民をおどす挙に出た。

人民党は、同じ日、古堅実吉書記長の談話を発表、『県民の生命を虫けらのように取り扱い、民主主義を露骨にふみにじって、県民に限りない屈辱を加えているアメリカ帝国主義の野蛮な支配が、自ら招いた事態であることを知らなければならない。……わが党は米軍が金城トヨさんれき殺事件の犯人に対する再審と、裁判権、捜査権を直ちに移管することを要求し、毒ガスを即時に完全に撤去すること……アメリカ帝国主義の撤退といっさいの米軍基地の撤去を要求し、その実現のために奮闘するものである』と党の態度を表明した。また、1971年2月2日、瀬長亀次郎委員長は、衆院決算委員会で事件をとり上げて質問、米軍人、軍属に対する捜査・裁判権の民移管を強く要求した。人民党は、日本共産党とともに、佐藤自民党政府とアメリカに指示された『琉球政府』警察が“コザ事件”の関係者を“騒じょう罪”を適用して弾圧しようとするたくらみに厳重に抗議してたたかった。」(488-490頁)

【資料2】米軍がとらえた日本の政府（首相・外相）、琉球政府主席、野党、NHKなどの動向（琉球列島米国防軍1970年12月20日午前6時55分）

1. 佐藤総理は、沖縄の人びとの感情を理解するが、返還まで『あと一息』であり、沖縄人の国会参加も果たされた後なので、市民がスムーズな返還過程の妨げとなるような行動を避けるように望むと報道陣に語った。報道関係者は、彼〔首相〕は沖縄人の感情に対する理解が欠けていると批判している。
2. 愛知外務大臣は、事件を遺憾なことと表現したと言われる。そして、日本政府は、米当局および琉球政府と協力して、再発を防ぐために出来るだけのことをすると述べた。彼は、アメリカ側は感情の爆発までに至ったこの事件を反省するよう希望した。他の日本政府スポークスマンも同様な線で発表し、双方に恨みが長引きはしないかと懸念している。
3. 放送メディアも、ランバート将軍の声明と屋良琉球政府主席が出発前に東京空港で行った記者会見を重要かつ事実的な扱いにしてきた。屋良〔主席〕は、事態を鎮静化させるため那覇に戻り、すべての関係者と話し合いたいと述べたといわれる。彼は、沖縄人の怒りを招いた糸満事件と他の最近の事件をアメリカ人が反省することを希望した。
4. 野党は、アメリカが沖縄の市民の権利に無関心であるとされているにもかかわらず、日本政府に勇気と責任がないと主張して痛烈に非難した。そして、復帰前



## 「コザ騒動」と抵抗権

の琉球において、日本の司法制度への移行を要求した。

5. NHKの解説者は、この事件を米軍人の起こす事件に対して積もっていた憤懣と、沖縄人の犯罪に適用される米軍裁判制度に対する信用の失墜および毒ガス撤去の怖れに対する怒りが頂点に達したものと評した。

NHK日曜晩の今週の出来事〔番組〕で、沖縄の事件と現在の米日繊維交渉の行き詰まりと、近く予定されている安保協議会とを結びつけ、日米関係が不安定化に向かう可能性を示す証拠としている。

マイヤー〔駐日米国大使〕

(出典：『米国が見たコザ暴動』〔前出・註(5)〕176-177頁)

### 【資料3】琉球列島高等弁務官府涉外局『コザ暴動の逮捕』（1971年1月9日4時26分）

1. 概要 琉球政府によるコザ暴動の容疑者〔複数〕の逮捕は、革新団体の指導者からの強い抗議を巻き起こした。報道によれば、彼ら〔指導者たち〕は、もし警察が刑法の『騒乱罪』に基づいて逮捕を続けるなら、コザ騒動との関わり合いを問われることを危惧しているといわれている。容疑者の逮捕と裁判にかけられる可能性は、度を越した左翼にタガをはめるのに、有効な効果を上げるかもしれないが、一方では、コザ騒動に大衆の目を向け続けさせ、目下の沖縄の緊張を増大させるであろう。
2. 1月7日と8日に琉球警察は、12月20日のコザ騒動に関わったとされる容疑者10人を逮捕した。1月15日までに、7人が保釈され、3人が今でも拘置されている。3人の拘置者を含め、容疑者7人が自白したといわれている。全員が、琉球政府／日本政府の刑法上の『騒乱罪』の条項にふれた疑い（106条）と米国民政府布令144号に定められた放火、財産の破壊、もしくは警察職務妨害〔公務執行妨害〕の容疑によって逮捕された。警察筋によると、コザ騒動を捜査している琉球警察機動捜査隊〔コザ暴動事件特別捜査本部〕は、調査が完了するこの2～3週間中に、20人から30人以上の容疑者を逮捕するかもしれないということである。
3. 先週のレッドハット〔毒ガス移送〕事件によって影が薄くなったが、〔容疑者の〕逮捕は公明党も含めて、革新団体や政党からの強い反発を招いた。容疑者の釈放を求めて、極左派の革マル学生が屋良〔主席〕の執務室を占拠し、また、国会議員の瀬良〔亀次郎〕（沖縄人民党〔委員長〕）と来沖中の日本共産党の東中国国会議員がコザ警察署で介入を行なった。復婦協は、率先して弁護団を組織し、逮捕が続行されれば抗議のデモを行なうと脅した。
4. コザ暴動容疑者の逮捕が、まれにしか使われない『騒乱罪』の条項の発動によって行なわれたことで革新派の強い反発は一層強まった。その条項〔刑法106

条]では、暴動参加者同様、『指導者』や『煽動者』にも罪を科すことになっているため、革新のリーダーたちは、もし革新団体のメンバーがこの数週間内に逮捕されれば、それを利用して彼らを事件に関わり合わせようとするのではないかと危惧している。知られている限りでは、容疑者の中で革新の組織のいずれかと関連を確認されている者は一人もいない。

5. これまでのところ琉球政府の指導者らは、この逮捕に関しては無干渉の態度を取っている。たとえば知念副主席は検察業務には干渉しないと報道陣に話している。保守派は、法と秩序の維持の必要性を強調し、暴動者の調査や裁判に政治的配慮を加えるべきでないと強調した。個人的には、彼らは、警察の動きを最も必要とされる法と秩序の復活とみて満足している。
6. 騒乱罪による告訴で、裁判が維持できるかどうか、いささか疑問である。その上、被告の数を最小限にとどめない限り裁判は長期にわたるであろう。米国民政府下の沖縄で騒乱罪が発動されたのは2回にすぎない——1954年の囚人暴動と、1965年宮古島での農民と製糖工場経営者との間の衝突の場合である。後者の事件は、現在も法廷で係争中である。
7. [註] 評価。騒乱罪適用によるコザ暴動者の逮捕と裁判にかけられる可能性は、左翼の過激な行動にタガをはめるには有益な効果を上げるかもしれないが、同時に大衆の目をコザ暴動に向け続けさせ、現在の沖縄の緊張を高めることになる。それでもやはり我々は、コザ〔暴動の〕容疑者を法廷に引き出そうとする琉球警察や検察官の自主的な動きに対し、決して、いかなる口出しもしてはならない。」  
(出典：『米国が見たコザ暴動』前出・註(5)208-209頁)

【追記】「コザ騒動」の調査にかんしては、沖縄市総務部総務課市史編集担当の方々から資料提供のご親切をいただきました。ここに記して、深く感謝申し上げます。

(2021年6月8日 脱稿)